

一般社団法人北海道町内会連合会会費基準

平成18年4月1日施行

平成21年5月29日改正

定款第8条の別に定める会費として、一般社団法人北海道町内会連合会（以下本会という）の会費は、次のとおりとする。

- 1 本会会費は、均等割と世帯割の金額を加算した合計額とする。
- 2 均等割の基準額は、以下のとおりとする。
 - (正会員)
市区25,000円、町村15,000円
 - (準会員)
200世帯未満の町内会 3,000円
200世帯以上の町内会 5,000円
- 3 世帯割の基準額は、以下のとおりとする。
 - (正会員)
市区町村それぞれの世帯数に1円を乗じた金額とする。なお100円未満は切り捨てとする。
 - (準会員)
町内会のそれぞれの世帯数に1円を乗じた金額とする。なお100円未満は切り捨てとする。
- 4 世帯数の基準は、前年度の3月末日を時点として、正会員、あるいは準会員組織に加入の世帯数をもって計算する。